

**行政不服審査法：関係条文**

§ 14 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内になしなければならない。

§ 22 審査庁は、審査請求を受理したときは審査請求書の副本を処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

§ 22 処分庁から弁明書の提出があったときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

§ 23 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。

§ 25 審査請求の審理は、書面による。

§ 40 審査庁の裁決 右図参照。

§ 41 裁決は、書面で行い、かつ理由を附し、審査庁がこれに記名押印しなければならない。

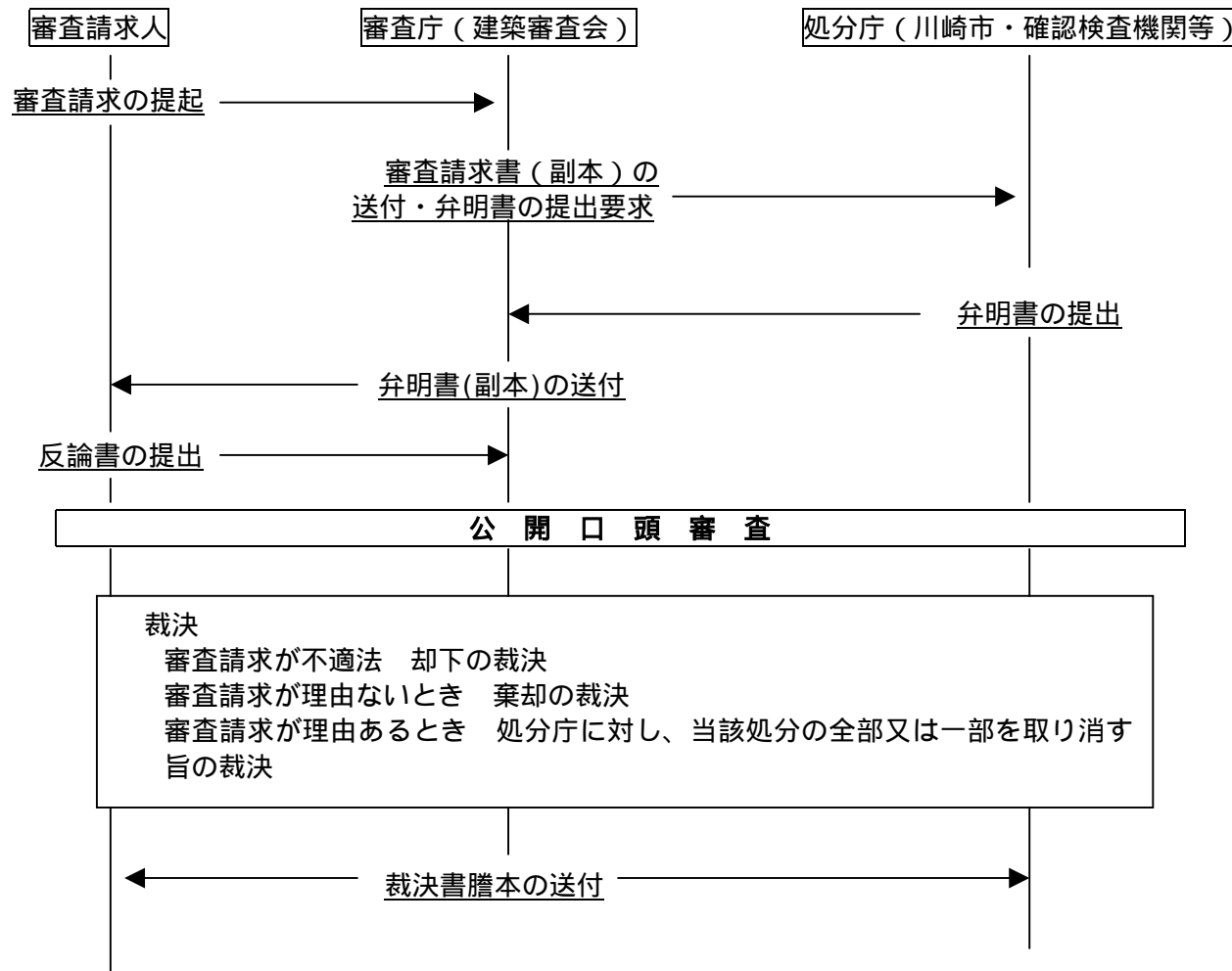
§ 42 裁決は、審査請求人に送達することによって、その効力を生ずる。

§ 42 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによって行う。

§ 42 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。

§ 39 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

**建築審査会への審査請求フロー**



〔注〕裁決があるまでは審査請求は取下げ可能

**建築基準法：関係条文 (抜粋)**

§ 94 処分庁の～処分に対する不服がある者は、建築審査会に対して審査請求をすることができる。

§ 94 建築審査会は、裁決を行う場合においては、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

§ 95 建築審査会の裁決に対する不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。